

2023年10月

# 保険金・給付金等の ご請求ガイド

保険金・給付金等の適切なお支払いには、お客様からのご連絡が重要な情報となります。保険金・給付金等の支払事由が生じた場合はもちろんのこと、お受取りの可能性があると思われる場合や、ご不明点等がございましたら当社までご連絡ください。

## 保険金・給付金等に関するお問合せ先

はなさく生命お客様コンタクトセンター



0120-8739-17 (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00

(祝日、12/31～1/3を除く)



事HS-23-207 (2023.10)



## 【目次】

保険金・給付金等のご請求の流れ	P 3
保険金・給付金等のお支払時期について	P 5
指定代理請求人によるご請求手続きについて	P 6
保険金・給付金等をもらえなくご請求いただくために	P 7
お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例	
事例① 責任開始と発病の時期	P 10
事例② 1回の入院に対する入院給付金の支払限度日数	P 11
事例③ 複数回の入院	P 12
事例④ お支払いの対象となる入院の取扱い	P 13
事例⑤ 手術給付金	P 14
事例⑥ 女性特定手術給付金	P 15
事例⑦ 通院給付金	P 16
事例⑧ 先進医療給付金・がん先進医療給付金	P 17
事例⑨ 特定疾病一時給付金・3大疾病一時給付金	P 18
事例⑩ 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金	P 19
事例⑪ がん治療給付金	P 20
事例⑫ 特定損傷給付金	P 21
事例⑬ がんの診断確定時期	P 22
事例⑭ 女性がん検診支援給付金	P 23
事例⑮ 不慮の事故の判断（入院給付金・手術給付金・身体障害等）	P 24
事例⑯ 高度障害保険金・高度障害年金	P 25
事例⑰ 障害・介護年金	P 26
事例⑱ リビング・ニーズ保険金	P 27
事例⑲ 免責事由に該当する場合	P 28
事例⑳ 告知義務違反があった場合	P 29
よくあるご質問	P 30

## 【主な保険用語のご説明】

あ行	受取人 (うけとりじん)	保険金・給付金等を受取る人をいいます。
か行	解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	保険契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。
	給付金 (きゅうふきん)	入院をしたときや、所定の手術を受けたとき等にお支払いするお金をいいます。
	契約者 (けいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	告知義務 (こくちぎむ)	契約者や被保険者は保険契約の申込みの際に、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもらえなくお知らせ（告知）いただくことを要します。これらを告知義務といます。
さ行	告知義務違反 (こくちぎむいはん)	「告知書」の質問事項に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
	指定代理請求人 (していだいいせいききゅうじん)	所定の保険金・給付金等について、その保険金・給付金等の受取人が給付金等を請求できない所定の事情があるとき、保険金・給付金等の受取人に代わって請求を行うために、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。（請求時において被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内であることを要します。）
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、保険金・給付金等をお支払いする場合をいいます。
た行	責任開始時／責任開始日 (せきにんかいしじ/せきにんかいしび)	当社が保険契約上の保障を開始する時点責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始日といます。
	特別条件 (とくべつじょうけん)	保険契約を引受けるにあたり、被保険者の現在の健康状態や過去の傷病歴等に応じて保険契約につける条件（特定の身体部位を保障しない等）のことをいいます。
な行	年金 (ねんきん)	被保険者が死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合等に、毎月お支払いするお金をいいます。
は行	被保険者 (ひほけんしゃ)	保険の保障の対象となる人のことをいいます。
	保険金 (ほけんきん)	被保険者が死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合等に、お支払いするお金をいいます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者に払込みいただくお金をいいます。
ま行	免責事由 (めんせきじゆう)	約款で定める、支払事由に該当された場合でも、保険金・給付金等をお支払いできない特定の場合のことをいいます。
や行	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約約款があります。

# 保険金・給付金等のご請求の流れ

## STEP 1 お客様 当社へのご請求

POINT 1  
(次ページ参照)

保険金・給付金等の受取人さまより、以下のいずれかの方法で**当社へご請求**ください。

インターネット  
(マイページ)

### ■入院・手術等の給付金のご請求

はなさく生命の**契約者様専用サイト (マイページ)** よりご請求ください。  
所定の要件を満たした場合、WEBでご請求の手続きが完結します。

契約者様専用サイト (マイページ)  
<https://www.life8739.co.jp/my>

はなさく生命 マイページ 検索



※事前に医療機関より発行された**診療明細書**をご準備ください。  
※ご契約内容やご請求内容によっては、追加で必要書類の提出をお願いする場合がございます。

お電話

### ■入院・手術等の給付金のご請求 (診療明細書をお持ちではない場合)

■保険金、年金、障害・介護一時給付金等のご請求  
以下、お問合せ先までご連絡ください。

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0120-8739-17 (通話料無料)

【受付時間】月～土曜日 9:00～18:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

※先進医療特約・引受緩和型先進医療特約・がん先進医療特約を付加されている場合、所定の「重粒子線治療」「陽子線治療」については、当社から医療機関に対して、直接「先進医療給付金」をお支払いするサービスがあります。(サービス利用には一定の条件があるため、事前に当社へご連絡ください。)

WEBでのご請求で追加で書類が必要な方

お電話でのご請求された方

## STEP 2 当社 書類のお届け

ご請求に必要な書類を当社から**郵送にて**お届けします。  
WEBでのご請求の場合は**メールにて**送付いたします。

WEBで  
ご請求が  
完結する方

## STEP 3 お客様 必要書類のご提出

所定の書類に**必要事項をご記入**いただくとともに、**診断書等をご準備**ください。  
すべての書類の準備が整いましたら、同封の返信用封筒で**当社へご提出**ください。  
WEBでのご請求の場合は、郵送に代えて**診断書をアップロード**することで、  
ご提出いただけます。

POINT 2  
(次ページ参照)

## STEP 4 当社 お支払手続き

ご請求いただいた書類の内容を確認し、お支払いが決定しましたら、保険金・給付金等のお支払手続きをいたします。

## STEP 5 お客様 お支払内容のご確認

お支払金額等のお支払明細書を郵送しますので、受取内容(金額)をご確認ください。  
お支払いができない場合は、その理由を説明した文書を送付いたします。

POINT 3  
(次ページ参照)

# 保険金・給付金等のご請求の流れ

## POINT 1 ご請求の前にご確認いただきたいこと

◇ご請求の際は、主に以下の事項を確認いたします。  
(ご請求内容および保障内容等により、他に確認させていただく場合があります。)

### 入院・手術等、給付金のご請求

- 証券番号 (ご契約が複数ある場合は、  
全件お知らせください。)
- 入院・手術等をされた方のお名前
- 入院・手術の原因 (病気、ケガ)
- 入院日・退院日・手術名・手術日
- ケガの場合は、受傷日・原因等

### 死亡保険金のご請求

- 証券番号 (ご契約が複数ある場合は、  
全件お知らせください。)
- 亡くなられた方のお名前
- 亡くなられた日
- 亡くなられた原因
- 亡くなられる前の入院・手術等の有無

◇被保険者が受取人の場合で、受取人ご本人が請求できない特別な事情がある場合のご請求については、P.6「指定代理請求人によるご請求手続きについて」をご覧ください。

## POINT 2 ご請求に必要な書類

◇請求書や医療機関等からの証明をご準備いただきます。以下は代表的な例です。  
(ご請求内容および保障内容等により、他に必要となる書類や、省略可能な書類があります。)

### 入院・手術等、給付金のご請求

- 給付金請求書 ※当社提供
- 当社所定の様式による診断書 ※当社提供
- 事故状況報告書 ※当社提供  
(ケガによるご請求の場合)

### 死亡保険金のご請求

- 死亡保険金請求書 ※当社提供
- 当社所定の死亡証明書 ※当社提供  
または死亡診断書 (死体検案書) のコピー
- ご請求人の本人確認書類
- ご請求人および契約者のマイナンバー  
申告書 ※当社提供

※公的書類や診断書をご用意される際の費用は、**お客様ご自身のご負担**となります。  
当社所定の診断書 (原本) を提出されたものの、保険金・給付金等が全く受取れない場合、診断書取得費用相当額 (一律5,000円およびその金額に対する消費税) をお支払いします。(当社所定の要件を満たしている必要があります。)

## POINT 3 お支払いにあたって

◇お支払いにあたり、保険料のお払込みが確認できない場合には、お支払いする保険金・給付金等から未払込保険料を差引く場合があります。なお、保険料を差引いた後、保険料のお払込みが確認できた場合には、別途返金いたします。

## 保険金・給付金等のお支払時期について

### お支払いまでのスケジュール

保険金・給付金等の請求があった場合、当社は必要書類が当社に到達した日(※)の翌日から5営業日(お支払期限)以内にお支払いします。  
(※)必要事項が完備された書類が当社に到達した日

#### ■木曜日が祝日の週の水曜日に当社に書類が到達した場合の例 (事実関係の確認を行わない場合)



収入保障保険で年金受取とする場合、年金の支払基準日が必要書類が当社に到着した日の翌日より遅い日のときは、その支払基準日から5営業日以内に年金をお支払いします。

お支払期限をこえてお支払いする場合は、所定の遅延利息をつけてお支払いします。

### 事実関係の確認について

ご提出いただいた書類だけではお支払いの判断ができない場合、医療機関等へ詳細な事実の確認を行う場合があります。

当社の委託会社の担当者等がご自宅等に訪問のうえ確認を行いますが、確認先のご都合や事故原因の調査等により日数を要する場合がありますのでご了承ください。

(確認開始から約1カ月経過しても確認が完了していない場合は、原則お客様へご連絡いたします。)

#### ■確認・照会が必要な場合のお支払期限について

(1) 次の場合は、必要書類が当社に到達した日の翌日から4～5日以内にお支払いします。

- ア. 保険金・給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
- イ. 保険金・給付金等のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
- ウ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
- エ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

(2) 上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合は、必要書類が当社に到達した日の翌日から1～80日以内にお支払いします。

- ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合
- イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合
- ウ. 日本国外における確認が必要な場合

お支払期限をこえてお支払いする場合は、所定の遅延利息をつけてお支払いします。

## 指定代理請求人によるご請求手続きについて

被保険者が受取人の場合で、保険金・給付金等を請求できない特別な事情がある場合に、指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

### 代理請求できる場合の例

1 被保険者が病気や事故等で寝たきり状態となったため、保険金・給付金等を請求する意思表示が困難な場合

2 がん等の病名を、被保険者ご本人が知らされていない場合

### 指定代理請求人の範囲について

保険金・給付金等の請求時において、次の範囲内であることを要します。

- (1) 被保険者と次の関係にある人
  - (ア) 戸籍上の配偶者
  - (イ) 直系血族
  - (ウ) 兄弟姉妹
  - (エ) 同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人
  - (オ) 同居または生計を一にしている人
  - (カ) 財産管理を行っている人
  - (キ) 死亡保険金受取人・死亡時支払金受取人・収入保障年金受取人(または後継年金受取人)
  - (ク) 上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人

### 代理請求可能な保険金・給付金等

- 被保険者が受取人となっている保険金等
  - 例) 高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金、障害・介護年金
- 被保険者が受取人となっている給付金
  - 例) 入院給付金、手術給付金、特定疾病一時給付金、入院一時給付金、通院給付金、先進医療給付金、特定損傷給付金
- 保険料の払込みの免除(契約者と被保険者が同一の場合)
- 女性がん検診支援給付金(契約者と被保険者が同一の場合)



## 保険金・給付金等をもれなくご請求いただくために

ご契約の内容によっては、今回ご請求いただいた保険金・給付金等以外にもお支払い（もしくは保険料の払込免除）ができる場合があります。もれなくご請求いただけるよう、契約内容・請求内容をご確認ください。

以下の事例に該当する場合、または該当の可能性があると思われる場合は、お客様コンタクトセンター（P.3）までお問合せください。

### 例1 所定の高度障害状態になった場合

病気や傷害によって、

両眼の視力を失った

両腕を切断した

寝たきりとなり回復の可能性がない

等の状態

高度障害保険金、  
高度障害年金のお支払いや  
保険料払込免除  
の対象となる可能性があります。

### 例2 所定の身体障害状態になった場合

不慮の事故による傷害によって

片眼の視力を失った

両耳の聴力を失った

等の状態

保険料払込免除  
の対象となる可能性があります。

身体障害者福祉法に定める障害の等級に  
該当し、身体障害者手帳を交付された

とき

障害・介護年金、障害・介護一時給付金

以下の保険、特約に加入されている場合  
・収入保障保険（障害・介護保障特則適用）  
・障害・介護一時給付特約

保険料払込免除

以下の特約を付加されている場合  
・保険料払込免除特約（障害・介護保障あり型）  
の対象となる可能性があります。

### 例3 所定の通院をした場合

給付金をお支払いできる入院の退院後に

通院

をした

通院給付金を  
お支払いできる可能性があります。

⇒【例】退院後通院特約を付加されている場合

## 保険金・給付金等をもれなくご請求いただくために

### 例4 所定の病気により治療を受けている場合

病気が

がん\*、心疾患、脳血管疾患

のいずれかで治療をした

・特定疾病一時給付金、3大疾病一時給付金、がん一時給付金、がん治療給付金等をお支払いできる可能性があります

【例】以下の保険、特約に加入されている場合  
・特定疾病一時給付保険  
・引受緩和型3大疾病一時給付保険  
・がん保険（I型、II型、III型）  
・がん一時給付特約

・保険料払込免除の対象となる可能性があります

【例】以下の保険、特約に加入されている場合  
・がん保険（II型、III型）  
・3大疾病保険料払込免除特約  
・特定疾病保険料払込免除特約  
・保険料払込免除特約

※ご加入の商品や保障範囲の型等によりお取扱いが異なります。ご契約のしおり・約款をご確認ください。

\*がんの具体例

【悪性新生物】

悪性リンパ腫、甲状腺がん、肝臓がん、白血病、  
皮膚の悪性黒色腫、GIST 等

【上皮内がん】

子宮頸がん0期（子宮頸部高度異形成(CIN3)を含みます）  
膀胱上皮内がん、食道上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の  
皮膚がん 等

### 例5 当社所定の診断書（証明書）以外で請求する場合

治療内容報告書

通院状況報告書

抗がん剤治療報告書

等の報告書で請求をした

報告書は、所定の条件を満たしている場合にのみご使用いただける簡易証明書類となります。

お支払明細書をご確認いただいた後、万が一ご請求いただけない給付金等がある場合は、お問合せください。

### 例6 死亡払戻金・死亡給付金等を請求する場合

お亡くなりになる前に

入院や手術

をした

入院給付金・手術給付金等  
をお支払いできる可能性があります。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

保険金・給付金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例を参考としてあげています。

- \* 実際のご契約での取扱いについては、ご契約の保険種類・ご加入の時期によって異なる場合がありますので、ご契約内容および「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- \* 次の事例に記載の内容以外にほかの事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなる場合があります。

### 1 支払事由に該当しない場合 ▶ 事例①～⑬

保険金・給付金等は、約款に定める支払事由（保険料の払込免除については、払込免除事由）に該当しない場合はお支払いできません。

### 2 免責事由に該当する場合 ▶ 事例⑭

免責事由に該当した場合には、支払事由（保険料の払込免除については、払込免除事由）に該当しても保険金・給付金等をお支払いできません。

### 3 告知義務違反による解除の場合 ▶ 事例⑰

契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、保険契約または特約が解除となり、保険金・給付金等のお支払いができないことがあります。

### 4 重大事由による解除、詐欺・不法取得目的による取消・無効の場合

「保険金・給付金等を詐取する目的で故意に保険事故を発生させたとき」等の重大事由で、ご契約が解除となった場合、また、保険契約について詐欺行為、保険金・給付金等の不法取得目的の行為があり、ご契約が取消・無効となった場合には、保険金・給付金等はお支払いできません。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例①

### 責任開始と発病の時期



ご契約の責任開始時以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合



原因となる傷病が、**責任開始時以後** に生じているため、入院給付金をお支払いします。



ご契約の責任開始時前に発病した「椎間板ヘルニア」について告知せずに加入し、責任開始日から1年後に悪化し入院した場合



原因となる傷病が、**責任開始時前** に生じているため、入院給付金をお支払いできません。

### 解説

- 入院給付金等は、その原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合にお支払いします。したがって、**原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時に生じている場合は、入院給付金等をお支払いできません。**

※なお、引受緩和型商品は責任開始時に生じた疾病を原因として入院等をした場合でも、責任開始時以後にその疾病が悪化したこと等により、入院等の必要があると医師によって診断されたときは、入院給付金等のお支払いの対象となります。詳細はご契約のしおり・約款をご確認ください。

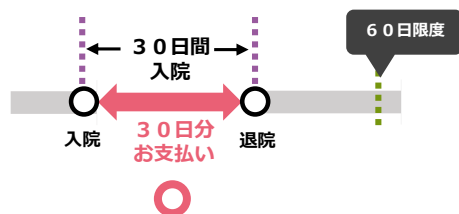
- ただし、入院給付金等のお支払いについて、責任開始日から2年経過後に入院を開始した場合や、ご契約時に、責任開始時に生じた疾病について告知があった場合等には、責任開始時以後の原因によるものとみなします。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例② 1回の入院に対する入院給付金の支払限度日数

お支払い  
できる場合

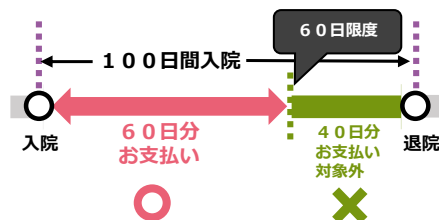
<60日型>  
「肺炎」により30日間入院された場合



30日分すべての  
入院給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

<60日型>  
「肺炎」により100日間入院された場合



支払限度日数60日分の入院給付金をお支払いします。  
残りの40日分は **支払限度60日を  
超えている** ためお支払いできません。

### 解説

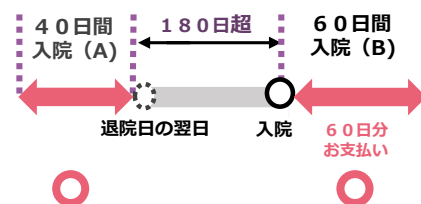
- 入院の原因となった疾病によっては、入院給付金の1回の入院に対する支払限度日数が延長もしくは無制限となるタイプの契約・特約があります。対象となる疾病は、ご加入の契約・特約により異なりますので、ご契約のしおり・約款をご確認ください。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例③ 複数回の入院

お支払い  
できる場合

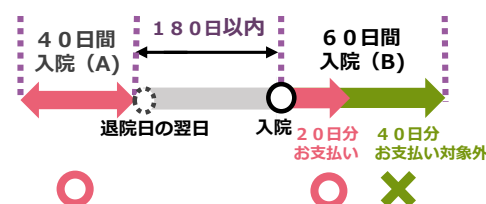
<60日型>  
「肺結核」で40日の入院（下図のA）をした後、退院日の翌日から180日経過後に「胃かいよう」で60日入院（下図のB）をした場合



入院Bは、入院Aと **別の入院** として  
入院給付金をお支払いします。  
(入院A: 40日 + 入院B: 60日 = 100日)

お支払い  
できない場合

<60日型>  
「肺結核」で40日の入院（下図のA）をした後、退院日の翌日から180日以内に「胃かいよう」で60日入院（下図のB）をした場合



入院Bは、入院Aと **1回の入院である**  
とみなすため、入院Bについては20日分の  
入院給付金をお支払いします。残りの40日  
分は支払限度60日を超えているため、お支  
払いできません。  
(入院A: 40日 + 入院B: 20日 = 60日)

### 解説

- 疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、**原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし**、1回の入院についての支払日数の限度を適用します。  
ただし、疾病入院給付金が支払われた最後の入院の退院日の翌日から180日経過後（※）に開始した入院については、**1回の入院とはみなさず、新たに1回の入院の支払日数の限度を適用**します。

※2023年6月2日以降に契約された「医療終身保険」の場合、最後の入院の退院日の翌日から60日経過後に開始した入院については、1回の入院とはみなさず、新たに1回の入院支払日数の限度を適用します。

災害入院給付金に関しても、上記と同様に取扱います。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例④ お支払いの対象となる入院の取扱い

お支払い  
できる場合

「血便」が出たため病院を受診したところ、医師より原因を調べるための検査入院が必要であると指示を受けたため入院した場合

身体の異常をきっかけとした医師の指示による検査入院であるため、病気の治療の一環として入院給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

定期的な健康診断目的で人間ドックを受けるためだけに入院した場合

病気やケガの治療を目的とした入院ではないため、入院給付金をお支払いできません。

### 解説

■入院給付金のお支払いの対象となる入院は、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、**病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること**等、所定の入院であることを要します。

■例えば、次の入院は、入院給付金をお支払いできません。

- ・美容上の処置による入院
- ・治療を主たる目的としない診断のための検査による入院
- ・介護を主たる目的とする入院
- ・正常分娩による入院  
(異常分娩による入院の場合は、入院給付金をお支払いします。)

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑤ 手術給付金

お支払い  
できる場合

例

- 虫垂切除術
- 大腸ポリープ切除術
- 帝王切開術

手術を受けられた時点において、**公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術**のため、手術給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

例

- レーザー屈折矯正手術（レーシック）
- 切り傷の処置（創傷処理）
- 抜歯手術

手術を受けられた時点において、**公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されていない手術や、約款に定める支払対象外となる手術であるため**、手術給付金をお支払いできません。

### 解説

- 手術給付金のお支払いの対象となる「手術」は、手術を受けられた時点において、**公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術**であることを要します。
- 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、次の①～④の手術は、対象から除外されます。

#### 〈お支払いできない手術〉

- ①傷の処理（創傷処理、デブリードマン） ②切開術（皮膚、鼓膜） ③抜歯手術
- ④骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ⑤異物除去（外耳、鼻腔内） ⑥鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）
- ⑦魚の目、タコ手術（鶏眼、胼胝切除術）
- ⑧高周波電気凝固法による鼻甲介切除術(2023年6月2日以降にご契約された「医療終身保険」の場合)
- 医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる輸血や検査料の算定対象となる臓器穿刺や組織採取等は、手術料の算定対象として列挙されていない手術ではないため、手術給付金をお支払いできません。
- ただし、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髓移植術、骨髓幹細胞の採取術については、手術給付金をお支払いします。  
※骨髓幹細胞の採取術に対する手術給付金は、責任開始日から1年経過後の手術についてお支払いします。



## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑥

### 女性特定手術給付金

お支払い  
できる場合

- 例 ● 卵巣摘出術  
● 子宮筋腫摘出術 等

約款に定められている、  
**所定の女性特定手術**のため、女性特定  
手術給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

- 例 ● 帝王切開術 等

約款に定められている、  
**所定の女性特定手術ではない**ため、  
女性特定手術給付金はお支払いできません。

### 解説

#### 女性特定手術給付金について

- 所定の女性特定手術を受けた場合、女性特定手術給付金をお支払いします。

#### 〈所定の女性特定手術〉

- ① 乳房観血切除術
- ② 子宮摘出術
- ③ ①子宮または子宮附属器（卵巣および卵管をいいます）にかかわる手術（①、②を除く。また、2023年6月2日以降のご契約の場合は、③も除く。）
- ④ 乳房にかかわる手術（①、②を除く）
- ⑤ 甲状腺または副甲状腺（上皮小体）にかかわる手術
- ※③は、2022年4月2日以降のご契約の場合に該当します。
- ⑥ 特定不妊治療
- ※責任開始日から2年経過後の特定不妊治療について、女性特定手術給付金をお支払いします。

- 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって、産科手術に分類される手術料の算定対象として列挙されている手術（例：帝王切開）は、⑥子宮または子宮附属器にかかわる手術の支払対象となりません。
- ⑥①子宮または子宮附属器にかかわる手術と、③子宮摘出術または④卵巣摘出術を同一日に受けた場合、⑥①子宮または子宮附属器にかかわる手術はお支払いできません。
- ⑥②乳房にかかわる手術(①②を除く)と、①乳房観血切除術を同一日に受けた場合、⑥②乳房にかかわる手術はお支払いできません。

詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

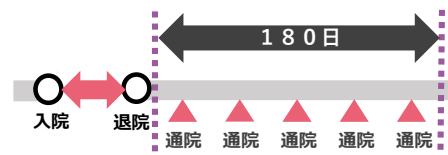
### 事例⑦

### 通院給付金

お支払い  
できる場合

「糖尿病」で入院した後、退院日の翌日から180日の通院対象期間内に「糖尿病」の治療を受けるため、合計5日間通院をした場合

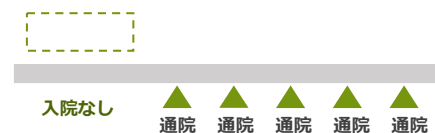
通院対象  
期間の終了



主契約の入院給付金が支払われる入院をし、その入院の原因となった疾病の治療を受けるための通院をしたため、通院給付金をお支払いします。（上記の例では5日分）

お支払い  
できない場合

「糖尿病」の治療のため、入院せずに通院による治療のみを受けた場合



主契約の入院給付金が支払われる入院を伴う通院ではないため、通院給付金をお支払いできません。

### 解説

- 主契約の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日の通院対象期間（がんを原因とする場合は5年の通院対象期間）内に、入院の原因となった傷病の治療を受けるための通院をした場合については、通院給付金をお支払いします。
- 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の**お支払いの対象とならない入院の退院後の通院は支払対象となりません。**
- 通院対象期間経過後の通院は支払対象となりません。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑧ 先進医療給付金・がん先進医療給付金

お支払い  
できる場合

療養を受けた時点で、先進医療ごとに定められた適応症に対し厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で、厚生労働大臣が定める先進医療を受けた場合

先進医療給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

療養を受けた時点で、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院で、先進医療として列挙されている医療技術を受けた場合

先進医療給付金をお支払いできません。

### 解説

- 先進医療とは、療養を受けた時点において、**厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所）**において行われるものに該当するものをいいます。
- 厚生労働大臣が定める先進医療の対象、厚生労働大臣により承認された医療機関については、**厚生労働省ホームページ**にてご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/sensiniryu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/sensiniryu/index.html)
- 被保険者が受療した「先進医療にかかる技術料」と同額がお支払額となります。（※）  
先進医療給付金・がん先進医療給付金のお支払いは、お支払額を**通算して2,000万円**をもって限度とします。  
※引受緩和型先進医療特約においては、支払削減期間（責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までの期間をいいます。）は「先進医療にかかる技術料」の50%がお支払額となります。
- がん先進医療特約については、**がんを原因として**所定の先進医療による療養を受けられたときに、がん先進医療給付金を支払います。
- 先進医療特約・引受緩和型先進医療特約・がん先進医療特約を付加されている場合、所定の「重粒子線治療」「陽子線治療」については、当社から医療機関に対して、直接「先進医療給付金」をお支払いするサービスがあります。（サービス利用には一定の条件があるため、事前に当社へご連絡ください。）

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑨ 特定疾病一時給付金・3大疾病一時給付金

お支払い  
できる場合

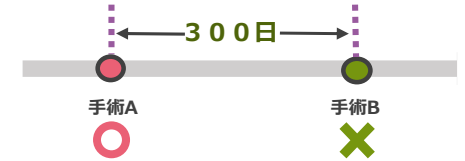
「狭心症」の治療のための手術を受け（下図のA）、特定疾病一時給付金のお支払いを受けた。その**1年経過後**、「狭心症」の治療のための手術を受けた（下図のB）場合



手術Bは、特定疾病一時給付金のお支払いとなった手術Aから1年経過後に受けた手術のため、特定疾病一時給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

「狭心症」の治療のための手術を受け（下図のA）、特定疾病一時給付金のお支払いを受けた。その**300日経過後**、「狭心症」の治療のための手術を受けた（下図のB）場合



心疾患による特定疾病一時給付金は、**1年の間に1回**のお支払いになります。手術Bは、特定疾病一時給付金のお支払いとなった手術Aから1年以内に受けた手術のため、特定疾病一時給付金をお支払いできません。

### 解説

- 特定疾病一時給付金は**疾病等の種類ごとにそれぞれ1年の間に1回のお支払いとなる**ため、すでに支払事由に該当し、お支払いしている疾病等の種類について、再び1年以内に支払事由に該当しても、特定疾病一時給付金をお支払いできません。
- 心疾患、脳血管疾患、肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病、高血圧性疾患に関連する動脈疾患による特定疾病一時給付金は、各疾病を発病しただけでは支払事由に該当せず、所定の入院や通院をしたとき、または所定の手術を受けたとき等にお支払いします。

3大疾病一時給付金に関しても、上記と同様に取扱います。

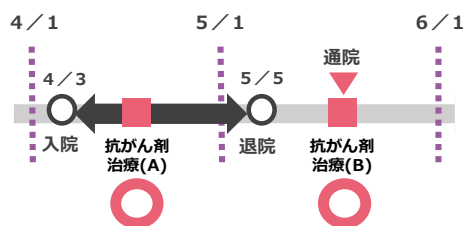
## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑩

### 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

お支払い  
できる場合

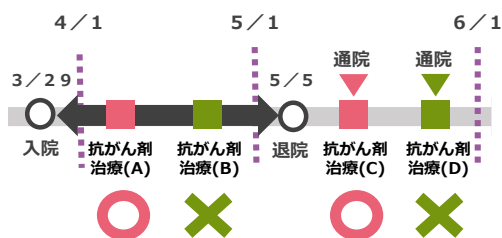
抗がん剤による治療（下図のA）を受け、その翌月に、抗がん剤による治療（下図のB）を再度受けた場合



抗がん剤治療Aを受けた翌月に抗がん剤治療Bを受けているため、抗がん剤治療Aおよび治療Bの抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

抗がん剤による治療（下図のA、C）を受け、その同一の月に、抗がん剤による治療（下図のB、D）を再度受けた場合



抗がん剤治療Aや治療Cの抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いした場合、それらと同一の月に受けた抗がん剤治療Bおよび治療Dの抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いできません。

### 解説

- 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払いは同一の月で1回を限度とします。抗がん剤・ホルモン剤治療給付金が支払われた月の翌月に受けた抗がん剤・ホルモン剤治療については、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いします。
- 抗がん剤・ホルモン剤の処方複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、支払事由に該当する入院または通院をした日とします。
- 処方せん料が算定される通院をし、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤の支給を実際には受けていない場合の通院は支払対象となりません。

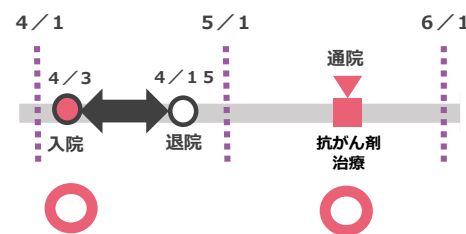
## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑪

### がん治療給付金

お支払い  
できる場合

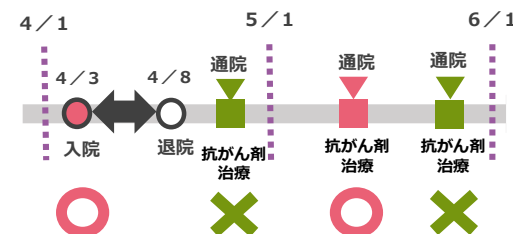
がんの治療のための入院をし、退院した月の翌月に、抗がん剤治療のための通院をした場合



がんの治療のための入院をし、その翌月に、抗がん剤治療のための通院をしたため、4月および5月にそれぞれがん治療給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

がんの治療のための入院や抗がん剤治療のための通院をし、その同一の月に、抗がん剤治療のための通院をした場合



がんの治療のための入院や抗がん剤治療のための通院をし、4月および5月にそれぞれがん治療給付金をお支払いした場合、それらと同一の月にした抗がん剤治療のための通院については、がん治療給付金をお支払いできません。

### 解説

- がん治療給付金のお支払いは同一の月で1回を限度とします。
- 通院により抗がん剤・ホルモン剤の処方複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、支払事由に該当する通院をした日とします。
- 処方せん料が算定される通院をし、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤の支給を実際には受けていない場合の通院は支払対象となりません。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑫

### 特定損傷給付金

お支払い  
できる場合

自転車で走行中に転倒し、  
右腕を骨折して治療を受けた場合

約款に定められた骨折に該当するため、  
特定損傷給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

「骨粗しょう症」で加療中の方が、  
立ち上がろうとして片手に体重を  
かけてしまったところ右腕を骨折し、  
治療を受けた場合

疾病を原因とする骨折とみなされ、  
特定損傷給付金をお支払いできません。

### 解説

■責任開始時以後に生じた**不慮の事故**を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の特定損傷（**骨折、関節脱臼、腱の断裂**）の治療を受けられたときにお支払いします。

	定義	お支払いできない場合
骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態	●病的骨折および特発骨折の場合 ●部位が軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板等）の場合
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態	●先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼の場合
腱の断裂	腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態	●疾病を原因とする腱の断裂の場合 ●筋・靭帯の損傷・断裂の場合

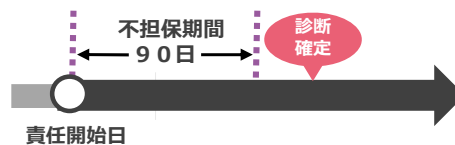
## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑬

### がんの診断確定時期

お支払い  
できる場合

＜特定疾病一時給付金の場合＞  
責任開始日から90日経過後に、初めて  
「胃がん」と診断確定された



責任開始時以後かつ不担保期間経過後にがん  
と診断確定されたため、給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

＜特定疾病一時給付金の場合＞  
責任開始日から90日以内に、初めて  
「胃がん」と診断確定された



責任開始時以後ですが、不担保期間内にがん  
と診断確定されたため、給付金をお支払いできません。

### 解説

#### 不担保期間が定められている保障

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定疾病一時給付金</li> <li>・3大疾病一時給付金</li> <li>・がん一時給付金</li> <li>・がん治療給付金</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・抗がん剤・ホルモン剤治療給付金</li> <li>・保険料の払込みの免除（がんによるもの）</li> <li>・女性特定がん診断一時給付金</li> <li>・がん先進医療給付金</li> </ul> |
|--|--|

■所定の保険契約・特約においては、がんに対しては**責任開始日から90日間の不担保期間**を設けており、**不担保期間が経過した後**にがんに対する保障を開始します。

被保険者が責任開始時前（※）または不担保期間中にがんと診断確定されていた場合は、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除はできません。

■被保険者が責任開始時前（※）または不担保期間中に所定のがんと診断確定されていた場合は、以下の保険契約・特約は無効となります。

- ・（引受緩和型）特定疾病一時給付特約【がん保障型】
- ・（引受緩和型）抗がん剤・ホルモン剤治療特約
- ・がん保険
- ・（引受緩和型）がん一時給付特約
- ・女性が早期発見サポート特約
- ・がん先進医療特約

※引受緩和型商品のがんに対する保障については、責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時まで

当社所定のがんにつきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑭

### 女性がん検診支援給付金

お支払い  
できる場合

- ・乳がん検診の結果、異常なしと判定された
- ・乳がん検診の結果、1年後に要再検査と判定された
- ・同一の検診対象期間中に乳がん検診と子宮頸がん検診を受け、乳がん検診では「異常指摘なし」、子宮頸がん検診では「異常指摘あり」と判定された

お支払い  
できない場合

- ・乳がん検診の結果、6カ月後に要再検査と判定された
- ・自覚症状があり病院で精密検査を受けた結果、子宮頸がんと診断された
- ・乳がん検診も子宮頸がん検診も、受診しなかった

### 解説

■2年ごとの検診対象期間満了日の翌日または保険期間満了時に生存し、かつ、次の(1)および(2)とともに満たすときに、女性がん検診支援給付金をお支払いします。

(1) 直前の検診対象期間中(保険期間満了時の生存の場合は、保険期間満了時を含む検診対象期間中)に、乳がん検診または子宮頸がん検診を受けていること

(2) (1)の検診の結果のいずれかについて、異常指摘がないこと(\*)

\*「異常指摘がない」とは、医師によって、がんの疑いがないと判定された場合(異常はあるもののがんには該当しないと判定された場合を含む)や、再検査・精密検査や治療の指示を受けていない場合(要経過観察とされた場合を含む)をいいます。

ただし、再検査・精密検査の指示を受けた場合でも、次のいずれかに該当するときは異常指摘がなかったものとみなします。

- ①6カ月より先の再検査・精密検査の指示である場合
- ②再検査・精密検査の結果に異常指摘がない場合(再検査等の結果が①に該当する場合を含む)

詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑮

### 不慮の事故の判断(入院給付金・手術給付金・身体障害等)

お支払い  
できる場合

横断歩道を渡っていたところ、信号無視の自動車にはなられ、両足を骨折したため、入院治療を受けられた場合

約款で定める「対象となる不慮の事故」に該当するため、災害入院給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

「脳卒中」の後遺症のため、嚥下障害になっている方が、食物を喉に詰まらせて窒息して入院された場合

疾病により嚥下障害の状態にある方の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は、「約款」に定める「対象となる不慮の事故」の分類項目から除外されており、災害入院給付金をお支払いできません。

### 解説

- 「不慮の事故」とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**のことを指します。
- ただし、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず、**除外する事故**もございます。

<除外する事故(約款抜粋)>

項目	除外する事故
疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病、熱射病)の原因となったものをいいます。)

※(引受緩和型)医療終身保険では、当該事故で入院した場合には疾病入院給付金をお支払いします。

詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑬

### 高度障害保険金・高度障害年金

お支払い  
できる場合

事故により中枢神経系に著しい障害を残し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態となり回復の見込みがない場合

お支払い  
できない場合

事故により中枢神経系に著しい障害を残し、食物の摂取、排便・排尿・衣服着脱・入浴に関しては他人の介護を要する状態となるも、起居・歩行は他人の介護なく行うことができる場合

### 解説

■ 被保険者が責任開始時以後の疾病または傷害を原因として所定の高度障害状態になられたとき、高度障害保険金・高度障害年金をお支払いします。（商品によっては、保険料の払込みを免除する場合があります。）

約款に定める高度障害状態とは、その障害について回復の見込みがない状態をいいます。

■ 「高度障害状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

■ 高度障害保険金・高度障害年金のお支払い（もしくは保険料払込免除）の対象となる高度障害状態とは約款所定の状態をいい、身体障害者福祉法や国民年金法に定める状態、公的介護保険制度に定める要介護状態等とは異なります。

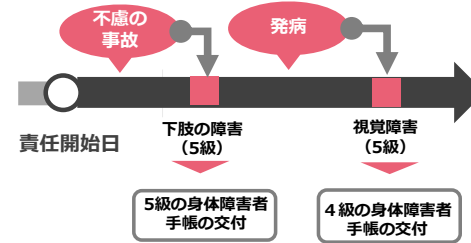
## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑭

### 障害・介護年金

お支払い  
できる場合

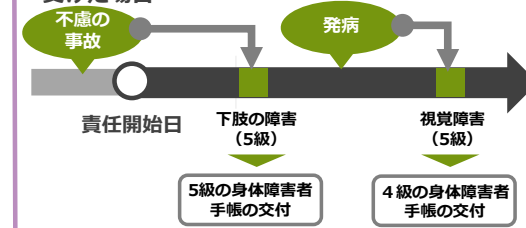
責任開始時以後の交通事故を原因として、足関節（足首）の機能が全廃したことにより、身体障害者福祉法に定める5級の下肢の障害に該当し、5級の身体障害者手帳の交付を受けた。  
その後、責任開始時以後に発病した黄斑変性症を原因として、身体障害者福祉法に定める5級の視覚障害に該当し、4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合



お支払い  
できない場合

責任開始時前の交通事故を原因として、足首を負傷し、責任開始時以後に足関節（足首）の機能が全廃したことにより、身体障害者福祉法に定める5級の下肢の障害に該当し、5級の身体障害者手帳の交付を受けた。

その後、責任開始時以後に発病した黄斑変性症を原因として、身体障害者福祉法に定める5級の視覚障害に該当し、4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合



### 解説

■ 被保険者が責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたときに、障害・介護年金をお支払いします。

■ 障害・介護年金は、2つ以上の障害に該当したことにより、1級～4級の身体障害者手帳の交付があった場合もお支払いします。例えば、5級の障害に2つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、4級の身体障害者手帳が交付される場合があります。

ただし、一部の障害が免責事由に該当する場合や、障害の原因が責任開始時に生じていた場合等で、その障害を除いた他の障害が1級～4級の障害に該当しない場合にはお支払いできません。

※保険料払込免除特約の身体障害状態・要介護状態による保険料払込免除に関しても、上記と同様に取扱います。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑱

### リビング・ニーズ保険金

**お支払い  
できる場合**

請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を行っても治療の効果がなく、余命6カ月以内と判断される場合

請求時において、余命6カ月以内と判断されるため、リビング・ニーズ保険金をお支払いします。

**お支払い  
できない場合**

医師から余命1カ月と診断されたものの、その後、身体の状態が回復した等の理由によって、請求時において、余命6カ月以内ではなくと判断される場合

請求時において、余命6カ月以内と判断できないため、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。

### 解説

- リビング・ニーズ保険金は、医師が記入した診断書や必要書類等の内容、もしくは当社が確認した結果にもとづいて、**余命6カ月以内と当社が判断した場合**にお支払いします。
- 余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命6カ月であることをいいます。したがって、医師から余命6カ月以内と診断された場合であっても、請求時の治療状況や健康状態、実施予定の治療による回復の可能性等を考慮したうえで、**請求時において余命6カ月以内と判断できない場合は、お支払いできません。**
- お支払金額は、死亡保険金額（※）のうちリビング・ニーズ保険金の受取人が指定した保険金額（同一の被保険者につき3,000万円が限度）から、請求日より6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額となります。  
※収入保障保険の場合は、請求日から6カ月後の収入保障年金の現価相当額

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例⑲

### 免責事由に該当する場合

**お支払い  
できる場合**

法規の違反（飲酒・無免許等）が全くない状態で運転中に事故にあい、入院された場合

上記の場合で、事故の原因が故意または重大な過失等の免責事由に該当しない場合、入院給付金をお支払いします。

**お支払い  
できない場合**

被保険者が危険であることを十分認識しているにもかかわらず、規制等を無視し、高速道路を逆走し、対向車に衝突した。この事故が原因で入院された場合

危険であることを十分に認識できたにもかかわらず、規制等を無視し及んだ行為には、**重大な過失が認められる**ため、入院給付金はお支払いできません。

### 解説

- 免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いできません。

以下は免責事由に該当する一例です。

- －責任開始日から3年以内の自殺の場合
- －契約者や死亡保険金受取人・収入保障年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合
- －契約者または被保険者の故意または重大な過失による入院や手術等の場合
- －被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故を原因とする入院や手術等の場合

免責事由はご加入の契約・特約により異なりますので、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

### 事例②

### 告知義務違反があった場合

お支払い  
できる場合

「血圧が高いこと」について、正しく告知して加入し、責任開始日から1年後に「高血圧症」を原因とする「脳卒中」で手術を受けた場合

**告知義務違反に該当しない**ため、手術給付金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

「慢性C型肝炎」での通院について、告知せずに加入し、責任開始日から1年後に「慢性C型肝炎」と因果関係のある「肝硬変」で手術を受けた場合

**告知義務違反に該当**し、保険契約は解除となるため、手術給付金をお支払いできません。

### 解説

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害状態等について事実を正確にもれなく告知いただく必要があります。
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「**告知義務違反**」として**保険契約または特約を解除**することができます。ただし、責任開始日から2年を経過していても、責任開始日から2年以内に解除の原因となる事実により、保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。この場合、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。
- 保険契約または特約を解除した場合でも、保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

※引受緩和型商品は取扱いが異なります。「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## よくあるご質問

**Q1** はなさく生命所定の診断書以外のものでも、給付金等請求はできますか？

**A1** 原則、当社所定の診断書で手続きする必要がありますが、他の生命保険会社あるいは病院発行の診断書原本を既に取り寄せている場合は、一度その診断書の写しをご提出ください。  
なお、その診断書で請求ができる場合もありますが、ご提出いただいた診断書ではお支払いの判断ができない場合は、当社所定の診断書の提出をお願いする場合がございますので、ご了承ください。

**Q2** 入院中に入院給付金を請求することはできますか？

**A2** 給付金のご請求は可能です。  
診断書をご提出いただければ、入院途中までの給付金をご請求いただけます。残りの入院給付金を請求される際は、再度診断書等請求書類をご提出ください。  
※診断書の取得費用はお客様ご自身のご負担となりますのでご了承ください。

**Q3** 請求書類を本人以外が記入してもよいですか？

**A3** 原則請求人ご本人の記入が必要です。  
ただし、お身体の状態（ケガや後遺症等）により、請求人ご本人がご記入できない場合は、ご家族の方等に代筆していただくことが可能ですので、お客様コンタクトセンターにご連絡ください。

**Q4** 名前が変わりました。給付金等はどうのように請求すればよいですか？

**A4** 改姓・改名の手続きが必要です。  
給付金等の請求手続きと同時に、改姓・改名等のお手続きも必要となりますので、お客様コンタクトセンターにご連絡ください。

**Q5** 未成年でも請求できますか？

**A5** 親権者からの手続きが必要です。  
請求書類とあわせて、未成年と親権者の続柄がわかる公的書類のコピー（例：住民票）等のご提出が必要となります。なお、保険金・給付金等をお支払いする口座は、原則請求人名義の口座ですが、親権者の口座もご指定可能です。



MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.